

3江福福第3199号
令和4年3月23日

江東区指定介護予防・日常生活支援総合事業所 管理者 各位
長寿サポートセンター 管理者 各位

江東区福祉部福祉課長事務取扱
参事 梅村 英明
(公印省略)

江東区介護予防・日常生活支援総合事業サービスAにおける
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止について

江東区介護予防・日常生活支援総合事業における介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)について、令和4年3月31日をもって廃止するため、下記のとおり通知します。

記

1 対象サービス

江東区介護予防・日常生活支援総合事業

- ・介護予防型訪問 (A3)
- ・介護予防型通所 (A7)

2 改定する加算

- (1) 介護予防型訪問 (A3)

項目		現行	改定後
		令和3年4月~3月	令和4年4月~
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	事業対象者 要支援1	59単位	廃止
	要支援2	116単位	廃止
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	事業対象者 要支援1	52単位	廃止
	要支援2	103単位	廃止

(2) 介護予防型通所 (A 7)

項目		現行	改定後
		令和3年4月~3月	令和4年4月~
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	事業対象者 要支援1	34単位	廃止
	要支援2	71単位	廃止
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	事業対象者 要支援1	30単位	廃止
	要支援2	63単位	廃止

3 適用日

令和4年4月1日から(令和4年4月利用分から)

4 その他

- ・当該加算の廃止に伴う、料金表の改定・利用者への説明等、適切に実施いただきますようお願いいたします。
- ・改定後のサービスコード表は、江東区ホームページに公表しております。

江東区福祉部福祉課事業者指定係
TEL 3647-4961